

札幌市東区民センターの管理に関する協定における費用見直しに関する確認書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市区民センター条例（昭和48年条例第49号）第13条第1項の規定に基づき、平成30年3月8日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び一般社団法人札幌市区民センター運営委員会（以下「乙」という。）が締結した札幌市東区民センターの管理に関する協定（以下「協定」という。）第26条、第38条及び別表の規定に基づき、令和4年1月から令和5年3月に発生した経費の変動等について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第1条 協定により乙が管理する施設において、令和4年1月27日から令和4年10月31日までの期間における、キャンセル料返金等対応に伴う利用料未収額・減収額分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金783,260円」を支払う。

上記合意事項の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和5年3月16日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区南2条西10丁目
一般社団法人 札幌市区民センター
代表者 委員長 山内 睦

